

平成28年度第1回新発田市総合教育会議（会議録）

- 1 開催日時 平成28年11月8日（火曜日）
開会：午前10時 閉会：午前11時23分
- 2 開催場所 豊浦庁舎2階大会議室
- 3 協議事項
 - (1) 子どもの貧困について
 - (2) その他
- 4 出席者

二階堂	馨	市 長
大 山	康 一	教 育 長
関 川	直	教育委員（教育長職務代理者）
外 山	陽 子	教育委員
桑 原	ヒサ子	教育委員
笠 原	恭 子	教育委員
- 5 会議に出席した事務局職員

みらい創造課	佐藤課長、野崎参事、高山係長、魚野主事
社会福祉課	市野瀬課長
こども課	櫻井課長
教育総務課	杉本課長、佐久間課長補佐、小室係長
学校教育課	澁谷課長
中央公民館	伊藤館長
- 6 協議・報告事項の経過 別紙のとおり

○ 佐藤みらい創造課長

おはようございます。ただいまから総合教育会議を開会します。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。最初に新発田市長からごあいさつを申し上げます。

○ 二階堂市長

おはようございます。本日はご参集いただきましてありがとうございます。

今年度の第1回目ということであります。昨年度は新発田市総合教育会議の立ち上げということもあり3回ほど開催をさせていただきましたが、とりわけ教育大綱だとか、いじめの基本方針だとか、それからスクールソーシャルワーカーの関係、不登校の関係の対策ということで皆様からご意見をいただきました。

皆様ご案内のようにこの総合教育会議の一番の発端となったのはやはり滋賀県で発生したいじめが一番インパクトがあったんだろうと思います。そうはいってもいじめを背景にした子どもたちの事件、事故が絶え間ないなあと改めて思いましたし、近くでは新潟市でもございましたし。しかし全国的にも一番話題となったのは青森県黒石市のいじめであろうと、あのお祭りでの衣装や屈託のない笑顔の写真がなおさらいじめの悲惨さを物語っており、強くわれわれに迫ってくるものがあります。そこにまた黒石市の市長さんがその写真コンテストを取り上げる取り上げないということが、またなおさら話題を大きくしたという部分もありますが、いずれにせよ、いじめによって子どもたちの命が失われるということだけは、なんとしても新発田では防ぎたいと思っております。漫画で「忍たま乱太郎」というのがあります。あそこの中に、給食のお婆さん、恰幅のいいお婆さんが、「お残しは許しませんぞ」というセリフがございますが、まさに、「いじめは許しませんぞ」という大人たちの強い意志が大事なんだろうと思います。人間第一等に難しいことは説明できないそうです。なぜ人が人を殺してはいけないのか、説明のしようがない、だめなものはだめ、と言わなければならないわけでして、いじめもまさに説明のしようがない、だめなものはだめという大人の強い意識、意志が子どもに伝わっていく。少なくともいじめによって子どもたちの命が失われないような社会を作っていきたいと思っております。

これも教育現場の永遠のテーマかもしれませんが、もうひとつ新たなテーマでもないんですが、再度また私たちに投げかけられてきている大事なテーマが、子どもの貧困であります。先般の議会でも取り上げてまいりました。私の方としても、なお一層なるほどそうだなあということでそのことに取り組んでいこうと思っております。これは教育の現場、教育委員会だけで解決できません。じゃあ社会福祉という観点だけで対処できるかというところもできません。今日、こども課の課長も出席しておりますが、こども課で対応できるかというところもできない。まさにそういう大きな課題であります。役所あるいは公務員というのは、口では横連携といいます、横連携をしないのが役所でありまして、公務員というのはそういう一面があります。東京都の豊洲の問題をみているとまさにその最たるものであります。しかしそういうことで、全体でやらなければならないことは皆さん承知をしているわけでありまして、もしかしたらこの総合教育会議が実は横連携の要になるんだろうと思っているわけでありまして。今日の皆様からのいろいろなご意見に対して、関係する全部の課が出席していますので、そのことが結果として横連携につながっていく、われわれが総合的に横連携を主導していく、そういう責任があると思っております。今日皆様方から、子どもたち

の貧困、とりわけ、子どもたちの貧困によって子どもたちの生きる権利が歪められるなんてことはあってはならないことでもありますので、皆様からいろんなお知恵を拝借したいと思います。

今日はお忙しい中お集まりいただきましたことに御礼を申し上げ、開会のごあいさつに代えたいと思います。本日はありがとうございました。

○ 佐藤みらい創造課長

それでは、これより協議事項に入らせていただきます。

当会議の議長は、この会議の「設置要綱 第2条」の規定により、市長が務めることとなっております。これより先は二階堂市長に進行をお願いしたいと思います。市長よろしくをお願いいたします。

○ 二階堂市長

それでは、協議事項に入ります。まず、はじめに（1）子どもの貧困について、事務局から説明をお願いします。

○ 杉本教育総務課長

それでは私の方から説明させていただきます。

まずはじめに子どもの貧困につきましては、市長のあいさつにもございましたが、昨今、広く社会的な問題として世間一般にも認知され、市議会においてもたびたび取り上げられております。市としても、行政の各分野を横断する課題として捉え、適切な対応を図っていく必要があると考えております。

本日は、この「子どもの貧困対策」のうち教育委員会部局の施策に焦点をあて、委員の皆様との協議・意見交換を通じて、今後の取り組みの方向性、市長部局との連携の在り方などについて、確認・情報共有を図ってまいりたいと考えております。

子どもの貧困対策にかかわる関連施策について報告をまずはじめに教育委員会からさせていただきます。

学校教育課から「就学援助」の取り組みについて、次に教育総務課から「学校給食」の取り組みについて、そして最後に中央公民館から「学習支援」、「緊急援助貸付金」の取り組みについてそれぞれ報告をいたします。

その後に、皆様から報告を素材にいただきながらご意見をいただき、教育委員会としての今後の取り組みの方向性、市長部局（こども課、社会福祉課）との連携の在り方などについての意見交換をフリートーキング形式でお願いできればと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

本日の会議は意見集約、施策決定を目的としたものではなく、市長と教育委員会との意見交換を通じた方向性の共有が主たる目的でありますので、皆様から忌憚のないご意見をお願いいたします。

○ 二階堂市長

それでは、協議事項の進め方についてただいま事務局から説明がありましたが、ご異議がなければ、そのように進めてまいります。

まず、はじめに教育委員会各課から「子どもの貧困対策」の取組状況について報告

をお願いします。

それでは、学校教育課の「就学援助」の取組状況について説明をお願いします。

○ 澁谷学校教育課長

学校教育課からは、「就学援助事業の現状と課題」ということでスクリーンをご覧ください。

就学援助とは、ということですが、経済的に困窮している小・中学生の保護者に対し、学用品費等を一部補助する制度です。新発田市では、個人情報の保護に配慮し、就学援助希望の有無によらず、学校を通じて、全ての保護者に案内を差し上げ、申請をいただいております。希望のあるなしにかかわらずすべて学校を通して申請、回収をしていただくということでもあります。在校生には年度末の2月に、新入学児童には4月に配布し、一人一人封筒に入れていただいて回収しています。

次に対象者ですが、支給対象となる世帯は、生活保護世帯、市民税非課税世帯、世帯の総所得額が市の定める基準以下の世帯であり、認定者の大半は、市の定める基準以下の世帯となっております。

次に支給対象費目は、学用品費、学校給食費、医療費をはじめ、ご覧の費目です。

学校給食費、医療費、修学旅行費は実費額を支給額とし、国が定めた上限額を支給しています。

支給方法は、現金支給ですが、校長への委任という形で保護者名義の学校諸経費の引き落とし口座、又は校長口座への振込みをしています。支給月は、7月、12月、2月の年3回、支給日を設定しております。なお、支給決定通知は、保護者に直接郵送します。

次に、平成27年度の決算額であります。小中あわせて1億1,157万9,978円でありました。就学援助受給者は、生活保護世帯の受給者を「要保護」、その他の受給者を「準要保護」と分けて認定しており、「要保護」つまり、生活保護世帯のみ、「要保護児童生徒援助費国庫補助金」の国庫補助対象となっております。したがって27年度の決算額では、国庫補助について40万6,085円となっております。1億1,100万円位に対して国庫補助は40万円ということでもあります。なお、準要保護については国の補助は入っていないわけですが、平成17年度から三位一体改革により全費目を全額市費で負担することになっています。

次に、就学援助費決算額の推移をグラフにしてみました。青い棒が小学校費、オレンジが中学校費となっております。小学校がだいたい5,600万から5,700万円前後、中学校が5,800万円前後ということでもあります。

平成26年度の中学校費が突出しているのは、この年から生徒会費とPTA会費が支給対象費目となったこと、消費税率が8%に引き上げられたことに伴い支給費目の単価が増額となったこと、修学旅行費が支給される中学2年生の対象者が多かったことなどが理由としてあげられます。ただ、5,000万、6,000万に対して軸の刻みが、一目盛が200万円でありまして、見た目ほど大きな変動はないと考えております。

続きまして、認定件数と認定率の推移を表したものです。これも青が小学生、オレンジが中学生ということでもあります。認定件数について小学校で見ますと平成25年度が845人、28年度が686人、中学校も同じように、ご覧のように生徒数が右肩下がりで減っています。認定率については折れ線グラフになりますが、小中学生と

も横ばいだというのがおわかりになると思います。児童生徒数（認定件数）は減っているけれども認定率は変わっていないということでもあります。

最後に、就学援助の課題として、就学援助事業への期待にどう応えるかということでもあります。

以上、就学援助制度の概要をお話ししましたが、認定率がほぼ横ばいで推移していることから推測すると、長引く景気低迷により、学費の支援を必要としている保護者は減っていないと考えています。

国の生活保護基準の見直しが毎年あるわけですが、生活保護基準が引き下げられたことにより前年度支給されていた世帯が非認定とならないよう、平成28年4月1日から、市の就学援助を認定するための基準の係数を1.3倍から1.42倍にしまして、引き下げまして、前年度支給対象者が不支給にならないようにしております。このように、その時々々の経済状況を反映した制度設計となるよう努めているところです。

また、前年度の世帯の総所得額に基づき審査をしますが所得が認定基準額を上回ったため、一度、非認定となった場合でも、年度をまたいで、世帯構成に異動が生じた場合や事業の倒産や解雇、病気による休職等の特別な事情が生じた場合には、再度申請してもらい、状況に応じた審査方法をとるなど、貧困の芽を早期に摘むように柔軟に対応をしています。

市議会からも就学援助に対し、ご要望をいただいております。中学校の新入学生徒への学用品費の支給時期についてがその一つであります。現在、新入学生徒の学用品費の支給は先ほど申し上げたとおり、7月に支給していますが、入学準備品ということ考えると年度末の支給が妥当なのではないかというご指摘をいただいております。ただ、転入してきた生徒についてはどうするのかなどさまざま整理しなければならない課題もあることから、他市町村の様子も把握しながら、実現に向け検討を進めているところでもあります。

いずれにしても、援助を必要とする保護者に寄り添い、貧困のセーフティネットとしての役割を今後とも果たしてまいりたいと考えております。

以上、学校教育課から就学援助事業の現状と課題ということでお話しさせていただきました。ありがとうございました。

○ 二階堂市長

それでは次に教育総務課から「学校給食の取組状況」について説明をお願いします。

○ 杉本教育総務課長

それではよろしくお願いたします。教育総務課からはお手元に配布しております「学校給食の状況」をもちましてご説明させていただきます。

学校給食の概要ですが、まず1番、小学校、中学校の学校給食費は1食は282円と339円ということで、この単価については、平成26年度から同額となっております。

2番の未納額の状況であります。小中学校の学校給食費の未納の状況であります。平成25年度が8人、26年度が7人、27年度が9人という状況であります。全体の歳入に対しては、0.08%と1%にも満たない額ではありますが、わずかながら未納があるという状況ではありますが、ほとんどの保護者からはご理解をいただいております。ほぼ100%近い率で納入をいただいております。

3番の学校給食費の決算状況であります。全体で見ますと、歳入といたしますと学校給食費として4億5,990万212円ということで、内訳としますと小中学生の給食費分を27年度に歳入いたしました総額は4億812万2,296円、そのほかに教職員の給食費、調理等に携わるその他の者の給食費ということで、全体では学校給食費の歳入は4億5,900万円になっております。これに対して歳出であります、学校給食費の管理費といたしまして、調理したり運搬したりということでの正規職員、臨時職員、パート職員の人件費、施設の光熱水費等を含めた維持管理費が4億5,008万1,360円ということであります。また、食材といたしまして購入しております総額については食材費が総額4億5,985万8,842円であります。

歳出の合計額は9億を超える額ということであります。歳入と歳出を見比べてみますと学校給食費としていただいている額がそのまま食材費として支出されているという関係になっております。

このような学校給食費の現状でありまして、今年度に入りましてから、滋賀県の長浜市、人口ですと約12万の長浜市では、2学期から給食費を補助する形で取り組むという情報がありますけれども、わずか一部の自治体で給食に対する補助という形が見えてきておりますが、当市の場合、いまの現状をご覧いただきましたとおり、仮に学校給食費に関していろいろな形の補助、たとえば児童生徒の学校給食費を全額補助する場合でも4億を超える額が必要になってくるという決算状況であります。

ただし、この歳出のところには、調理場の整備、たとえば五十公野調理場が新しく改築され給食を2学期から配食しておりますけれども、そういった大規模な改修、整備、調理場のハード部分の費用はこの中には含まれておりませんので、それらをみますと別な見方ができると思います。

4番の県内の動きでありますけれども、見附市であります。見附市では第3子の学校給食費を補助するというので、このたび制度を立ち上げたということでありました。子育て世帯、多子世帯に対する負担軽減ということではありますが、3,000人の児童生徒に対し約360人の申請が見込まれるというお話でありました。仮にこの児童生徒分の申請に対して全額補助するというところになった場合には約2,000万円ほどの単費が必要になっていくということでありました。

また無償化ではなく、1年間納付をいただいた給食費に対する翌年度の年度当初に補助をするという形を計画しているということでもあります。お聞きしますとこの制度を立ち上げて転入や人口増につながる要素には今のところなっていないという見附市教育委員会の見解でありました。

学校給食の現状、全体ではございませんが4項目について説明させていただきました。以上であります。

○ 二階堂市長

それでは、次に中央公民館から「学習支援」、「緊急援助貸付金等」について説明をお願いします。

○ 伊藤中央公民館長

それでは中央公民館から二つにつきましてご説明させていただきます。

資料につきましては、「公民館土曜学習モデル事業」については3枚、「緊急援助貸付金」については2枚の資料を添付しておりますので、資料に基づき説明させていただきます。

「公民館土曜学習モデル事業」については当初、加治川地区公民館で昨年度から実施しております。今年度については、豊浦地区、紫雲寺地区ということで、拡大して開催しております。資料の右のところをご覧ください、参加人数ですが各回、毎週土曜日に開講しておりますが、平均しますと数字が小さくて申し訳ありませんが、子どもの平均参加人数ということで、加治川については現時点9月末時点で23人、豊浦が38人、紫雲寺が17人という規模で開催をしております。それから年間開催予定日数ですが、加治川が40日、豊浦が34日、紫雲寺が33日ということであります。このバラツキについては、それぞれ学校の行事があるということと、豊浦と紫雲寺については、今年度が初年度ということで準備期間が必要であったということでもあります。こんなふうに取り組んでいますという活動内容ですが、あくまでも民間の塾に差し障りがないように学習支援ということで社会教育の一環ということで取り組んでいます。

対象は小学校5年生から中学校3年生までの希望者ということで実施しています。登録塾生については加治川40人、全体の地区の人数からいきますと18.3%ということでそれぞれ記載のとおりでございます。登録講師については、加治川26人、豊浦20人、紫雲寺9人というような状況であります。講師の先生については地域の先生のOB、現役の塾の講師、大学生、高校生という形で募集しながらやっているものです。いずれも有償ボランティアということで各回4～7名張り付いてやっているものです。内容的には手上げ方式ということであります。

あくまでも自主学習の支援ということで、家庭学習の習慣付けという位置づけともなっています。そんなことでこういった内容で取り組んでおります。連携の相手先、ネットワークということでありますが、地域ぐるみで子どもたちを育てようということで地区運営委員会をそれぞれ持っております。その構成員については、育成協の会長さん、PTA会長さん、担当の先生、募集したコーディネーターということであります。こういった方々に年度当初このような計画で実施していきます、というふうなことで、年に3回ほど運営委員会を開いて実施をしているような状況であります。

成果と課題ということでありますが、成果としましては、昨年度実施した加治川で、最終日に受講生からアンケートを取った結果になりますが、「参加前に比べて家庭での学習時間が増加した」が81.6%、「学習内容を自分で見つけられるようになった」というのが89.5%、「やる気が出た」というのが86.8%などの結果から、この事業については目的とした自主学習の定着、習慣が身についたということで、今年度、豊浦と紫雲寺に拡大して実施したということでもあります。

少し戻りますが、ネットワークを広げていくためにということで、これが大きな課題ということでもあります。これについては、28年度3地区で実施しているものを検証して今後（市としての明確なビジョンを）策定していきたいと考えております。市としての今後のビジョンを明確にしていくということであります。そんなことで現在モデル事業として実施しているものであります。

2枚ですが予算のことで少しご説明させていただきます。歳入については、「子

もを育てる地域の連携促進事業費補助金」ということで、県から各実施か所について20万円ずつ補助金をもらっています。内訳を見てもらうとわかりますが、補助基準額ということで、1館あたり30万円のうち、国10万、県10万円ということで、1か所あたり20万円ずつ補助が入っているということでもあります。歳出を見ていただきたいと思いますが、講師謝礼、協力謝礼、消耗品費、食糧費、通信運搬費、保険料ということで合計については一番下段の349万2千円ということでもあります。昨年は当初、加治川がスタートしたということで、左側の一番下のところが加治川の昨年度の当初予算であり、実績に基づいてこのような額で今年度実施しているというものであります。次に年間のスケジュールについてご説明させていただきます。この事業の運営に係る年間のスケジュールでございます。一番左側の中央公民館、加治川地区、豊浦地区、紫雲寺地区というようなことでございます。それぞれ地区公民館については同じような流れで進んでおります。年間を通してこれだけの運營業務があるということで参考に見ていただきたいと思いますが、土曜学習モデル事業については以上であります。

次に「学生緊急援助資金原資貸付事業」についてでございますが、これについては原資となる資金の貸し付けを行っているということでもあります。趣旨になりますが、新発田市では社会に貢献する人材の育成を図るため、新発田市が新発田育英会に対して人材育成事業に要する資金を貸し付けるということでございます。右の図を見てもらうとわかりますが、新発田市が育英会に貸し付けをしまして育英会が実際に学生に貸し付けをしているという流れでございます。28年度当初予算になりますが、あくまでも想定した額ということでもあります。歳出72万、最大の36万円を2人分想定をしたという予算額であります。歳入については、返済に基づく額ということで、このような形で想定をしております。

貸付実績については、2枚目の資料をご覧くださいと思います。この事業については平成13年度からスタートしております。これまでの間、一番の下の行を見ていただきたいと思いますが21件ございました。トータルの貸付額については624万、返済額、市へ戻ってきた額が579万円、差し引き45万ほど貸付残高がある、市の債権があるということでもあります。戻っていただいて貸付事業の中身でございますが、事業主体はあくまでも育英会でございます。貸付の対象については家計の急変によって学業の継続が困難になっている市内に居住する世帯の学生への貸付であります。貸付額についてはここに記載のとおりであります。以上が「学生緊急援助資金原資貸付事業」の内容であります。よろしくお願いいたします。

○ 二階堂市長

ただいま教育委員会各課から取組状況についてそれぞれ報告がありました。

ただいまの報告内容について、あるいは子どもの貧困についてご意見等ありましたらご発言をお願いいたします。

まず、私の方からですが、今、説明を受けたけれども、何かひっ迫感がないというか、新発田市では子どもの貧困は存在していないような印象すら受けるような報告であると感じた。教育委員会はそういう認識かもしれないが、現場である社会福祉課やこども課は、そうじゃないよ、現実にはこういう問題があっただけで大変なんだとか、あるいは、こういう子どもたちが存在しているんだとか、あるいは、こういう措置はあるけれども予算的に不足で困っているんだとかいう問題はないのか。市野瀬課長と

櫻井課長はどういう認識なのか。あるいは、教育委員会はどうなのか。本当に困っているんだとか、そういう子どもたちがいま存在しているんだとか。報告を受けていると、いまのところ新発田には貧困は存在していないような印象を受けるが実際はどうなのか。

○ 外山委員

私はいま土田元教育委員会部長がやっていらっしゃる「フードバンク」のお手伝いをさせていただいております。

「フードバンク」がやっていることはすでに情報としては入っているかもしれませんが、私も現実に「フードドライブ」という食料を集めるお手伝いをしていますが、自分が代表を務める「しばたパフォーマンスキッズ」に親がたくさんいるので、缶詰やお中元でもらったもので不要なもの、賞味期限が絶対切れていないものを、缶詰1個でもいいので提供してほしいとお願いすると、親が丁寧にどんどん持ってきてくれます。農家の人はたまねぎなんか、皮が黒ずんでいるものとか、皮を取れば売れるものなのですが、皮が黒ずんでいて売れないので持ってきました、といった感じでいろいろ持ってきてくれます。また、現実に今「こども食堂」を2件やっていますが、そこに来る子というのは、誤解してお金に困っていない子も来るんですが、極端に困っている子は、こども食堂に来て鍋を作ってあげると、「鍋ってこの世の中に現実にあるんだ。テレビの世界だけだと思っていた。」と言って、「いっぱい食べなさい」と言う。「ほんとに食べていいの」という感じです。あとパスタを作ってあげると「こんなおいしいパスタは生まれて初めて食べた」「パスタってこんなおいしいものだったんだ」といった純粋な感想を述べていきます。

またその「こども食堂」のほかに、貧困家庭30世帯に対して集めた食料を事務局長の土田さんがぐるぐる回って配達しているんですが、ある日、土田さんが私のところに訪ねてきて「缶詰とか、パンとか、バナナとかないですか」と言ってきたので、缶詰を5個ほど差し上げたら「助かります」ということで、電気・ガス・水道を止められた家庭があって、パンとか、バナナとか、缶詰じゃないと食べられないし……といった実態もありましたし。30世帯に配って歩くと、老人の方なんですが、どうして保護世帯になっていないのか、実情は私が直接行ったわけではないのでわからないんですが、土間にしゃがんで仏様をお参りするみたいにして、「昨日まで食べるものがなかったの、小さいときに両親から習った草を、草摘みをして食べていたんです、これで命が助かります」と拝まれた、といった例もありました。貧困というのは、教育委員会が把握している数字はこれが正しいんです。でも実態に触れるチャンスが少ない。皆さん多忙な教育委員会に勤め、そういう機会がないので数字上で把握するしかないのですが、実際は、ものすごく追い詰められている子どもがいます。

もう何年も前ですが私の近所にも、父親がネグレクトで「外に出ている」といった感じで、小さい女の子が寒いときに、2人で来たので、かわいそうだから家へ入れてやって「おやつ食べようか」と言ったら、「おやつはいいからおにぎりを2つ食べさせて」と言われて、私も胸が詰まって「おにぎりだったらいくらでもできるよ」といったこともありました。現実には、そういう実態があるんです。

「フードバンク」には何十人もの方が協力していきまして調理だけでも30人います。それはみんなボランティアです。元調理師だった人、元保育士だった人、来て一緒に遊んであげる人もいます。その人たちは一生懸命やってくれているんですが、涙が出

るというような話をしてくれます。

私も胸が詰まって上手に言えませんが、私たちの周りには、私も年金暮らしですが、いざ死ぬとか生活が追い詰められていないので、いざ話を聞くとそういう子がいます。それとフードバンクには小学校の校長先生も入っていて、現実には夏休みが終わるとぐっと痩せて登校して来る子がいます、とその校長先生は言い切ります。

それは給食で命を長らえているという、そういう家庭が新発田市にはある。

現実には私たちも必死で食べ物を集めているんですが、新発田ガスの社長がカルチャーセンターの前のビルの1階に冷蔵庫、冷凍庫を入れてくださって、肉類とかはそこに入れてたりできるように。ただ、肉類の寄付について今一番頭を悩ましているのは、子どもたちに生の肉を食べさせてあげたいんだけど、大抵いただくのが冷凍にした、味付けした袋に入っているのが多くて、「先生、貧困世帯の30世帯、子どもたちが一番喜ぶのは肉なんですよね」って言われるけれども、私の身近なところで生の肉を提供してくださる人はそれほどいないんです。まだ声はかけていないんですが。ただし、会社10社くらいは協力して回して下さっています。そういう現実があります。

○ 二階堂市長

学校教育課長、担任の先生はクラスでそういう児童生徒がいることは承知、把握はしているのか。

○ 澁谷学校教育課長

はい。

○ 二階堂市長

そのことによって教育が受けられないということはないのか。

○ 澁谷学校教育課長

そういうことはありません。やはりそういう子はさまざま複合的な問題を抱えています。さきほどネグレクトというお話もありましたが、そういうことも家庭訪問をするとだいたいその子の家庭の背景が見えてくるので、そういう意味では各学校はそれぞれ把握はしていると思います。

○ 桑原委員

いまの外山委員さんの発言というのは、市（行政）以外の市民の方々の善意によって、ボランティアをしながら、困っている子どもたちを助けているという取り組みですね。

○ 外山委員

市以外ではありません。全員新発田市の市民です。

○ 桑原委員

市以外というのは、学校教育課、教育委員会以外の活動という意味ですが、それによろしいですね。

○ 外山委員

そうです。

○ 桑原委員

非常に具体的な状況をご説明いただいたと思います。

先ほどの教育委員会各課のプレゼンテーション、市長さんから、困っている児童の存在が見えにくいんじゃないかというご発言がありました。データになると確かに分かりにくいと思いますが、平成27年度の歳出は1億1千万円を超えているという事実があって、この金額は決して少ないとは言えないと思います。そしてこの金額の教育費に占める割合は、1.95%となっています。この支出から見て、新発田市が行っている就学援助が他の自治体と比較してどれくらいの位置にあるのかわかるデータはありますか。

○ 二階堂市長

そのところはどうか。

○ 澁谷学校教育課長

いま数字は待ち合わせていませんが、先ほど申し上げた話の中で、基準の見直しを行ったときに、係数が「1.4」がいいのか「1.42」がいいのかというところで、他市町村では1.4というところもありました。新発田では、前年度認定された人が国の見直しによって不認定になることのないように刻んでいって「1.42」という数字を出しましたので、全体的に見ても決して低い基準ではないというふうに思っています。

○ 桑原委員

他市町村との比較はわからないとしても、救いの手を差し伸べる基準は少しハードルを低くしたということですね。いろいろな項目、対象費目も広いと思いますが、就学援助を受けている保護者の方々の満足度、あるいは、こういうところにももっと手を伸ばしてほしいというような要望は出ているんでしょうか。

○ 澁谷学校教育課長

具体的にこういうところに、といった要望は把握はしておりませんが、ただひとつ、少し話がそれるかもしれませんが、問題なのは先ほど就学援助費は校長口座に振り込まれる例もあるというお話をしましたが、そういう場合は100%就学目的に使用されると考えておりますが、保護者の口座に振り込まれる場合は、適正に子どもたちの就学目的のために使われているかという、生活費に回っている実態もあるのではないか、はっきり具体的などころまではわかりませんが、そういう課題はあると思っております。

○ 二階堂市長

現実に給食費の未納というのはまさにそういうことなのか。

○ 澁谷学校教育課長

そういうことですね。

○ 二階堂市長

親御さんに援助費として渡ったものが、正しく使われず給食費としてこちら（市）に入っていないということなのか。

○ 澁谷学校教育課長

本来は給食費として納めていただかなければならないお金がそうっていないという現実があります。

○ 桑原委員

先ほど給食費の未納が昨年度は9人いらしたということでありますが、内訳としてはその人たちは就学援助を受けているご家庭なんですか。

○ 杉本教育総務課長

過去の実績を見てみますと、未納者の内訳としますと約半数が要保護、準要保護の世帯です。しかしご説明ありましたとおり、給食費に関しましては実費を保護者の口座に振り込んでおりますので、それを引き取りできないということは、他の優先度の高いところに充当されているがゆえに、引き取りしようとするときに残高が不足しているということが想定されます。

未納の発生理由としますと、所要の額は支援、補助されていますので、それに対する家庭の中での歳出の優先度といいますか、光熱水費とかいろいろかかってまいりますので、優先度の順位によって未納が発生しているのが約半数なのかなと思っております。あとは全体として生活のだらしなさといいますか、少し表現は悪いですがそういうところが未納の原因ではないかと考えております。

○ 桑原委員

そうだとしますとそもそも就学援助事業ですので、本来援助を受けるべき児童がきちんとした援助を享受していないという現状があるとすれば、やはりその部分は市としても改善の努力が必要ではないかと思えます。

○ 杉本教育総務課長

少し補足ですが、先ほど市民からの要望があるのかないのかというご指摘がございましたが、直接、間接ではありますが、議会の中で、先ほどの説明でもありましたけれども、就学援助における要望事項としますと、一部の保護者からは支給の時期に関しまして、いろいろな学用品等を準備する際のお金が必要な時期と、就学援助が支給される時期が一部マッチングしてないところがあって、そこをなんとかしてもらえないかということが議会の中でも意見、質問として出た事実がありますので、それが全体の中でどれだけの意見、要望なのかはわかりませんが、事実としてはそういうことがあって議員が議会の中でご質問をされたということがありますので、そのへんを課題として支給時期の調整を教育長のもとで検討しているところであります。

○ 桑原委員

一つ具体的な要望が出ているということで、それにどう対応するかというのは、今後考えていращやるといことですが、先ほど私が申し上げたのは対象費目というのがあって、それに支給された経済的支援が、目的どおりに使われていないケースがあるということで、それを児童がきちんと受けられるようにできないのか、というのが質問ですね。

○ 二階堂市長

対象項目というのがあって就学援助は、一部補助ではなく全額支給なのだろう。

P T A会費であろうと給食費であろうとすべて全額支給になっているのであれば、これさえきちっと子どもたちに渡っていれば少なくとも小中学校で就学に困るといことはないというふういきみたちは思っているのか、あるいは、これでは足りないと思っているのか、それが一つだ。

それからもう一つは、子どもの貧困というのは教育ではなくて社会福祉だと思う。生活苦ということがあると思う。つまり学用品とかはいいだけけれども、毎日学校に同じ服しか着ていけないとか、そのことによって学校に行きづらくなるとか、別な意味での社会福祉という視点での貧困があると思うよ。教育とは違う、ここなんじゃないのかと思う。

だからさっき言ったように親御さんが手を出すといた事例もあるだろうし、生活苦からどうしてもほかの部分に回さざるを得ない部分もあるだろうし、教育委員会というよりは社会福祉の方の子どもの貧困を考えたときに大きなウエイトを占めているんじゃないか。どうだろう。

○ 市野瀬社会福祉課長

社会福祉課の市野瀬と申します。

いま市長からお話しいただいた貧困ということでは、昨年度から生活困窮者自立支援制度ということで、生活保護になる前の段階の困窮者から支援をすると、自立していただけるように支援をするという制度が始まっております。そういう方たちに私どもがかかわっておりますが、窓口においでいただいたり、どなたからか紹介をいただいた方についてはしっかり対応できるんですが、さきほど外山委員がおっしゃったような子どもさんから見た視点というのは私どもになかなか情報が届きにくいんですよ。というのは、相談に来るのは親御さんだったり親戚だったりと大人が相談にまいます。そうすると家の中全体のことは見せてくれないですね。どちらかというといまお金に困っています、食べるものがありません、そういったことの情報はあるのですが、実際そのお宅にお子さんがいらしたときに、お子さんにどの程度手をかけてくださっているのか、というところまで見えにくい状態にあるというのが現実的などころであります。

違った視点では、経済的に厳しい確率が高い、ひとり親世帯の方ですとか、そういった方にはしっかり児童扶養手当とか、所得制限もありますが、そういった別な制度で関わりをさせていただいておりますが、どちらかというと私どもの課というのは子どもさんと直接会って話をするのができにくい課でありますので、いろんなサービス、子どものサービス、さきほど「こども食堂」のお話の中でそういったお子さんがいращやるとい具体的なお話もありましたけれども、おそらく子さんも大変なんだろう

うな、親も大変なんであれば当然お子さんも大変なんだろうなという予測は立つんですが、なにがどう困っているかという声が直接届きにくいというのが現実としてあります。

○ 二階堂市長

いずれにしろ、先ほど言ったように貧困から子どもたちの生活や教育がゆがめられることがあってはならないわけだから何とかしなければならない。そのために予算措置をしてほしいということであれば十分考えますよ。

○ 外山委員

この就学援助のお金は保護者口座への振り込みですよ。この給食費の未納者の8人、9人というのが多いか少ないかは私では判断しにくいのですが、私は法的な知識が少し足りないのですが、どうしても給食費を未納ではなく、納めさせたいという場合には、振り込みのお金からその年に取れなくても翌年は給食費を振り込んでいただけない場合は、給食費を差し引いた額を保護者にお渡しするという方法も考えられると思います。法的にそれが許されるのかどうか私にはわかりませんが。

○ 二階堂市長

そのへんはどうなのか。
親御さんがどうしても嫌ですといった場合、市は拒むことはできないのか。

○ 杉本教育総務課長

保護者の了解をいただいたうえで……

○ 二階堂市長

保護者が「だめです」と言っても、それに対して市が保護者に対して「あなたの口座には振り込みません」ということで「学校長口座に直接振り込みます」ということが言えるのかどうか、ということを知っているんだ。

○ 杉本教育総務課長

就学援助費を振り込んだ保護者の口座から学校の給食費を含む諸経費を引き去りをするについて、あらかじめ保護者からご了解をいただいて振り込んでおりますので、引き去りをするわけではありますが、その口座の残高が引き去りできない状況のときに当該月の未納が発生をする状況であります。

それをそのまま放置できませんので、引き続き納入するよにということで、場合によっては現金を学校に持ってきていただくということもありますし。

○ 二階堂市長

そんなことを知っているのではなく、最初から保護者の口座に入れないで、学校長の口座に入れることはできないのか、ということを知っているんだ。法的に制度としてそういうことができるのかということを知っているんだから。

○ 桑原委員

先ほど学校長の口座に振り込むというケースもあるとのことでしたが、学校長が対象項目を全部一件一件について振り分けているわけですか。

○ 杉本教育総務課長

学校長の管理する口座に入れております。

○ 外山委員

給食費というのは、その口座から人数分を一括して引き落とすんですか。

○ 杉本教育総務課長

一つの口座ではなく、保護者個人個人の口座を学校長が管理しており、そこに就学援助費を入れているので、そこから引き去りをするということです。

○ 桑原委員

そういうシステムをとっているところでは給食費の未納は発生しないわけですか。

○ 杉本教育総務課長

発生しないはずなんですけど、引き去りするところの口座の残高が不足していれば、引き去りするのは給食費だけでなくいろんな諸経費も合算して引き去りますので、全体が引き去りされなければその月は未納が発生してしまいます。

○ 二階堂市長

そういうことなら制度を変えればいいじゃないか。保護者の口座に入れるからそうなるのであって、学校長の口座に直接入れればいいじゃないか。そういうことが法的に可能なのか、ということを知っているんだ。

保護者の口座に入れると先にいろんなところで引き去りされてしまって残高がなくなりましたということになるわけだから。

そうじゃなくて、A子さんの給食費を直接学校長の口座に入れてしまえば、学校長がそこから給食費を払えるわけだから、そういうことが保護者の了解あるなしにかかわらず、「あなたに渡しても未納ばかりしているから、少なくともお子さんの学校給食費は学校長の口座に直接入れさせていただきます」、ということができるのか、ということを知っているんだよ。

○ 桑原委員

校長先生の口座に、管理してくれる一つの家庭の分を入れたとして、学校給食費が月の一番最初に引き落とされればいいですが、他の項目を先に引き落とされると、たとえば校長先生が口座を握っていても給食費が後回しになると落ちないということでしょうか。通学費とかさまざまな項目は学校によっても個人によっても金額は違うと思います。そちらを先に引き落とせば、口座をたとえば校長先生が管理していたとしても金額が不足するケースがあると理解したのですが。

○ 杉本教育総務課長

口座から引き去りをするときに費目ごとに単独で引き去りをするのではなくて、諸経費等も含めすべて合算して引き去りをします。給食費は給食費だけを引き去りしているわけではないんです。

学校の中で諸経費というのは非常に費目がたくさんありますので、それを一費目ごとに引き去りをするのは現実的に不可能です。

○ 関川教育長職務代理者

まだ市長さんの疑問に対する答えが出てないですが。

○ 外山委員

私もそう思います。

○ 関川教育長職務代理者

私はこの件に関しては非常に苦い思い出があるんですよ。保護者口座をやめて校長引き受け（校長口座への振り込み）にしてくれと頼みに行って、ほうほうの体で逃げ帰ってくるという強烈な保護者に会ったことがありました。1年かかって口説き落とすまでは大変でした。だから制度が許されるのであればすべて校長口座に入れた方がいい。市長がおっしゃるように。ところが、国民の権利として成立しているのであれば「俺は嫌だと」と言われると大変なんです。「うん」というまで粘り強くやらなければならないんです。実際校長口座に振り込んでいる割合はどれくらいですか。

○ 澁谷学校教育課長

数字はわかりませんが、校長口座に直接振り込んでいる例はごくわずかだと思います。

○ 関川教育長職務代理者

そうなの。

○ 澁谷学校教育課長

いまどれくらいの割合かの資料がなくて申し訳ありません。

○ 外山委員

支給するときの条件として、当然給食費は子どもたちのためのものなので生活費に回してもらうのは困るので、学校給食費とか学校に必要なものは校長の口座に直接振り込むというのは理論的には可能のような気がしますが。

○ 関川職務代理者

ところが、親御さんも考え方は様々なんです。

○ 外山委員

たとえ考えが様々でも、支給対象が給食費や学用品、つまり子どもに特化したお金なのであればできると思います。

○ 関川職務代理者

理屈の上ではそうなんです。だけど現実問題として、こちら側の説明を聞いてわかったと言いながら、自分で使ってしまう親はいるんです。

○ 大山教育長

学用品を買うときにまだ就学援助費が支給されてないと保護者は自分で買うしかないわけです。必要な学用品を現物支給していればいいのですが、給食費は調べますが、ほかの費目についてはわからないので、保護者から「私はその学用品の代金は4月に払ったんだから、就学援助費をもらうのは当然だ」と言われてしまうと、わからないんです。

○ 杉本教育総務課長

要保護・準要保護の世帯に対する口座の振り込みに関しては、学校長管理下の口座に入りますので、そこからの所要額に関しまして引き落としができないという状況は発生しないということでもあります。

市長がおっしゃった、「できないのか」という部分については「できる、やっている」ということでもあります。

○ 二階堂市長

「できる」ということは、教育委員会から直接学校長の口座に入れてもいい、実際に入れているということだな。

○ 杉本教育総務課長

ただ、要保護・準要保護も年度の途中で認定を受けたり、途中で解除になったりと、なんでもかんでも4月、3月という状況ではないので、その間、タイムラグのところが発生する未納等が現実として若干あるということがこの結果に結びついているのかなと思います。

○ 二階堂市長

この9人はすべて要保護・準要保護の皆さんなのか。

○ 杉本教育総務課長

半数だというふうに見ています。
前年度の段階で調べたところでは、要保護・準要保護と一般の割合というのはだいたい半々です。

○ 二階堂市長

この未納となる家庭というのはだいたい常態化しているということなのか。未納になりがちな家庭というのはずっとそうなのか。それとも年度によって未納となる世帯はばらばらなのか。

もし未納世帯が固定化されているのであれば、その世帯を学校長口座にしてしまえば、いいけれど、未納世帯がころころ変わるといふことであればそういうわけにはいかんだろうね。

○ 杉本教育総務課長

だいたい常態化していると思います。

○ 二階堂市長

常態化しているということであればやはり強権を発動することも必要だろう。

あと先ほどから、社会福祉という観点と教育委員会でお互いなかなか把握できない、把握できないということでは議論が詰まらないような気がする。じゃあどうすればこのへんの連携ができるのか。

あるいは子どもの貧困というテーマで共有できるのか。どうすればいいのか。

○ 大山教育長

子どもについては学校の先生は日々子どもと接しているわけですから、毎日同じ服を着ているとか、お風呂に入れなくて体臭がするとか、髪の毛がちょっとおかしいとか、そういったことを日常的に把握はできます。私どもが校長会で言っているのは、子どもの貧困について学校がプラットホームになれと言われているのは、学校で全部解決しろと言っているのではなく、情報を共有してそれを教育委員会が対処できる部分もあるかもしれませんが、できなければ福祉につなぐんですよ、だから情報を上げてくださいと、学校の中だけで解決しようと思わないでくれということを、校長会でもお願いしています。そこで連携・情報の共有化をしないとなかなかその先が進んでいかない。

○ 二階堂市長

やはり窓口は学校の先生、担任や学校長になるんだろうね。その情報が一番新鮮なわけだから。問題はそれが社会福祉の方に行っていないということなんだろう。

○ 澁谷学校教育課長

そういった情報は、SSW（スクールソーシャルワーカー）のところに集約しております。今年度、正規職員として予算も付けていただきましたSSWのところで集約し、教育総務課や社会福祉課、こども課と子どもに関する情報の共有はさせていただいております。

そのところはSSWという窓口があるので大丈夫です。

○ 二階堂市長

先ほど桑原委員さんからお話があったけれども、就学援助費の支出が1億1千万くらいであり、支援費目も9項目ほどあるようだが、他市との比較で少なくとも新発田市が劣っているということのないようにしてほしい。数字としても劣っていないということはとても大事なことから。

○ 外山委員

教育で高いレベルでがんばろうと思って教育委員会として一生懸命、学校訪問をしたり、先生に教育委員会の方からお話をさせていただいたり、教育委員会としての本来の仕事は一生懸命やっているんですが、「子どもたちが食べられるか食べられないか」、保護者に朝ご飯を食べさせてくださいと電話すると、中には「我々大人でさえ

食べていないんだから、子どもなんてパワーもあるんだから大丈夫だよ」、と言い切る保護者もいると聞いています。

「食べられるか食べられないか」というのは、命が長らえるかどうかという、そこまで極端ではないかもしれませんが、そういうことです。そんな中で勉強しろとか、偏差値を上げろとか一生懸命なんかやれというのは、なかなか難しい。いま生きるということに親も子も必死で、なんとかそういう状況を少しでも改善しないと本当の意味の勉強というところにはつながってこないという気がします。

○ 桑原委員

教育委員会は、まず第一義的には教育の現場における児童の貧困について考えていかなければならないと思います。そしてこども課も社会福祉課も、それぞれの分野の中で最大限のことを考えていくということだと思いますが、今日説明されたことは、結局は対症療法だと思います。一定の経済的基準を満たしていない人を助けるという福祉的な対策はもちろん非常に大切です。義務教育を受ける権利は憲法で保障されているわけですから。ただ、そうした対症療法だけ行っても、結局元の部分を改善しない限りずっと対症療法を続けていかなければならず、1億1千万円が際限なく膨れ上がる可能性もあるということです。

社会福祉課では生活保護になる前に自立を試みるよう努力されているということですが、これは大切だと思います。つまり保護者がきちんと生活できる収入を得られるようにしなければ、子どもたちの就学支援は常に市がしていかなければなりません。しかし、保護者が自立するという問題も市だけでは解決できない社会的な問題であると思います。さきほどお話が出ましたけれども、就学援助を受ける家庭というのはひとり親家庭が多いということでした。

多分お母さんと子どもというケースの方がパーセンテージとしては、多いと思います。女性が働く状況が派遣とかパートが多いと、結局は生活を支えるだけの収入が得られず、悪循環が続きます。時給を上げるとか女性が正社員として就職できるようにしない限り、今教育の現場で起こっている児童の貧困化を解消することは難しいと思います。

○ 二階堂市長

大きく言えばそうなんだと思いますが、そこまでテーマを大きくしてしまうとこのメンバー構成だけでは処理できない問題も出てくる。問題は、対症療法だと言われると確かにそうなんです、新発田市長としてその対症療法すら満足になっていない部分があるのかなのか、そこのところが大事なんです。せめて対症療法はしなければなりません。しかし、われわれはしているつもりだけれども現実に子どもたちの生活の中で対症療法すらされていないという子どもが存在するという事は許されないということです。そこの部分はどうなのかということをしきんとやった上で、その次にもっと大きな問題になっていくんだろうと思います。

この問題は1回やそこらの会議で片が付く問題ではないので、今回いろんなご意見を出していただきました。データの不足もあるだろうし、われわれの認識ももう一度考えなければならぬことがたくさんあるでしょうから、またこのテーマで集まる機会を設けませんか。また違うテーマで行くのではなく。ここはもう少し詰めなければならぬと思います。それでも解決はこれだというカードは出せないけれども、もう

少し詰めるようなテーマのような気がします。

それではもう時間もあれですが、皆様からほかにこれだけは言っておきたい、この次の会議ではこういう資料もほしいとか、ご意見ありますか。

○ 外山委員

今は「食」に関して、命を長らえるための「食」のことについてお話しましたが、次は「衣」なんですよ。私は高校の教師だったものですから、1年生のときにものを買えば3年まで靴とか体操着とかは大事にすれば3年間着れるわけですね。いま子どもたちを教えてみてわかったんですが、半年ごとに靴を買ったり、1年に5センチも大きくなるから服も不足してしょっちゅう買わなければならないという、うちに習いにくるような裕福とは言えなくても普通の家庭でもそういうことを繰り返し「また買わなければならないのね」って言うわけですね。

ある日土田さんが「助けてやってくれ」という子どもに会ったら、靴の裏や親指の横のところがり減って穴が開いて、雨の日は靴下がびちょびちょになるのに、家の家庭の状況を言えなくて、そのまま雨の中を知らないふりをして学校へ行って、びちょびちょな靴下のまま上履きもかつかつのを履いている子を見て、土田さんはすぐポケットマネーで靴を2足買ってあげたんです。

このように、「食」の次は「衣」があるわけです。自分は「衣」を広げるためには、服を集めたり身長に合わせたり男と女に区別したり、というようなそこまでは絶対手が回らないという、そういうこともいづれ待っているんだということ、「食」の次は「衣」が待っているということを皆さんに理解していただきたいと思います。服だったら私提供できますという親だったら結構います。半年ごとに服を買って替えるわけですから。提供できますと言っていただくのですがちょっと待っていただいているところです。そういうこともいづれ待っているということをご理解していただきたいと思います。

○ 二階堂市長

ほかにございませんか。

ないようであれば以上で今日の第1回目の子どもの貧困のテーマについての協議は終了させていただきます。

先ほども申し上げましたが、このテーマでまた再度こういう場を持ちたいと思います。貴重なご意見をいただきました。ぜひ職員の皆さんはいろんな皆さんのご意見を頭においてこれから業務に携わっていただきたいと思います。

それでは(2)その他事項に移ります。事務局からその他事項についてありますか。

○ 佐藤みらい創造課長

特にありません。

○ 二階堂市長

教育委員の皆様からその他事項でございませんか。

ないようですので、以上で協議を終了し、進行を事務局へお返しします。

○ 佐藤みらい創造課長

ありがとうございました。活発なご意見をいただき、私どもも今後に活かさせていただきたいと思えます。

今後のこの会議の日程なんですが、私ども、今年度のこの会議については今回のこれ1回ということで予定させていただいておりました。いまほど次回のこの会議につきましても「貧困について」をテーマにということでございます。実は来年度の予算編成の政策大綱のところにも、私ども貧困については盛り込みをさせていただいております。おそらく来年度予算の中にもそういったものが盛り込まれていくものと思っております。そういったものが整ったところで改めて会議を設定させていただきたいと思っております。そうしますと今年度ということではなくて来年度の早い時期にまたあらためてこの会議を開催させていただければありがたいと思っております。ただし、緊急の事案が出た場合は、皆様の方にご案内をさせていただきますので、その節はよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは本日の会議は以上をもちまして閉会させていただきます。大変ありがとうございました。